

国地達第 28 号

入札監視委員会総会議事運営要領を次のように定める。

平成 14 年 12 月 16 日

国土地理院長 星 埜 由 尚

入札監視委員会総会議事運営要領

(組織構成)

第 1 条 国土地理院入札監視委員会規則第 5 条に定める総会は、国土地理院長が委嘱した委員をもって構成され、毎年 1 回、年度当初に開催するほか、必要に応じて委員長が招集する。

(定足数及び議決)

第 2 条 総会は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

- 2 総会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 緊急やむを得ない事情があり、総会が開催できない場合には、第 1 項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって総会に替えることを決することができる。

附 則

この要領は、平成 14 年 12 月 16 日から施行する。

